第6章 計画の推進体制

1 サービスの質の向上

(1) 人材の確保や研修体制の整備

昨今の介護需要の増加と担い手不足に対応するため、訪問介護員等介護職員や訪問看護事業に携わる看護師等の確保、育成に努めます。そのため、市独自の人材確保支援事業の実施や県や社会福祉協議会等が行う資格取得のための養成講座等について、講師の派遣や広報等を通じて参加の呼びかけを行い、参加者の増加に取り組みます。

また、各事業者等から聴取した制度上の問題点や介護労働者の勤務状況を把握・整理し、機会あるごとに国・県へ問題を提起しながら、上質なサービスの確保及び内容の一層の向上に努めます。

(2) 相談・苦情処理の体制づくり

利用者がより円滑に、より充実したサービスを利用することができるよう、要介護認定からサービスの内容に関することまで、あらゆる相談に対応できるよう、市民が気軽に相談できる環境づくり、身近な相談窓口づくりに努めます。

また、介護保険相談窓口だけでなく、市内の関係団体・サービス事業者・福祉従事者・民生委員児 童委員など、地域の多くの人々からの意見収集に努めます。

2 関係機関との連携

(1)地域包括支援センターを中心としたネットワークの整備

高齢者の尊厳を守り、地域で支えるシステムを構築していくためには、地域の総合的な保健医療サービス及び福祉サービスの提供を総合的にバックアップし、包括的・継続的ケアマネジメントシステムを構築する機関としての地域包括支援センターの持つ役割が非常に重要なものとなります。

今後、地域包括支援センター運営協議会をはじめ、関係機関や団体との連携を密にし、地域包括 支援センターの運営を担う人材の育成と確保に努め、機能充実を図っていきます。

(2)介護と医療の連携

計画目標の実現、とくに地域包括ケアシステムの構築に向け、医療分野と介護分野の連携は不可欠です。これまでの、事業者を単位とした任意的な枠組での連携を超えて、宮崎県・近隣市町及び関係機関との連携強化を実践するために必要な施策の総合的・効果的な実施に努めていきます。

(3) 庁内関係各課との連携

市が取り組む各種事業の展開にあたっては、高齢者の視点を盛り込んでいくことが必要です。

市の関係各課が幅広く連携し、高齢者の視点に立ったまちづくりを進めます。

さらに、計画の円滑な推進に向けて、関係各課の連携を密にし、目標の実現に努めるものとします。

(4) 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づく社会福祉活動を目的とし、地域における福祉の担い手としての市民の社会福祉活動への参加を支援するとともに、各種の相談業務、福祉サービスの提供を行っています。

地域包括ケアシステム構築に向けて、地域福祉を支える団体として、また、地域と行政のパイプ 役としてさらなる連携を図ります。

3 計画の進捗状況の把握・管理

本計画の進捗状況を管理するために、高齢者保健福祉事業ならびに介護保険事業の各事業について、毎年の実行状況を把握・整理し、計画の進捗状況の点検・評価を行います。

また、次年度以降の計画推進及び施策内容の改善につなげるために、課題の抽出や重点的に取り組む事項などの検討を行い、効果的かつ継続的な計画の推進を図ります。

また、本計画の内容や市の高齢者保健福祉事業などについて、対象となる高齢者をはじめとして、広く市民に周知していくため、広報誌やホームページなど、さまざまな媒体を活用して広報・PR活動に取り組みます。

さらに、地域の組織や各種団体等とも連携し、高齢者が施策や事業内容を十分に理解し、サービスを適正に利用できるよう、きめ細かな情報提供に努めます。

日南市高齢者保健福祉計画 ・第7期介護保険事業計画

発行年月 平成 30 年 3 月発 行 宮崎県 日南市編 集 長寿課

〒 887-8585 宮崎県日南市中央通一丁目1番地1 電話 0987-31-1160 FAX 0987-21-1410